

2014年10月25日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

瀬戸市長 増岡 錦也

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の回答について

このことについて、以下のとおり回答します。

記

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【社会福祉課】

・法令に従い適切に行っています。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【税務課】

・愛知県地方税滞納整理機構は、滞納整理を専門に行う県と参加市町の職員の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を推進することで地方税の滞納額の縮減を図ろうとするものです。機構に参加することの意義は非常に大きいものと判断しております。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【税務課】

地方税法第15条の適用は的確に実施・運用しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

・法令に従い適切に行っています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【社会福祉課】

・市独自の措置を講じる予定はありません。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

【社会福祉課】

・各制度ごとに判断していくものです。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【社会福祉課】

・設置する予定はありません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【社会福祉課】

・事業の内容・実施方法については検討中です。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【高齢者福祉課】

・介護保険制度は財源の負担割合が定められており、保険料の引き下げのための一般会計繰入は考えておりません。介護給付準備基金の取り崩しについては、必要に応じて検討してまいります。

また、介護保険料段階の設定については、国が示すガイドラインなどを参考に今後検討してまいります。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

・減免につきましては、国から示された三原則(①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律減免、③一般財源の投入を行わない)の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

利用料の低所得者への減免につきましては、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、本市の独自減免は考えておりません。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。

また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在行っており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢者福祉課】

・第5期事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備等の拡充に努めております。

なお、基盤整備に当たっては、県の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金等の活用にも努めております。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【高齢者福祉課】

・第3期事業計画において8中学校区を7地域に再編し、平成18年度以降は各地域に1か所の地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置運営を社会福祉法人及び医療法人に委託しております。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【高齢者福祉課】

・平成24年4月施行の介護保険制度改正において、介護職員の処遇改善のための報酬加算が新設されており、財政的な支援は考えておりません。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【高齢者福祉課】

・国のガイドラインでは、介護予防ケアマネジメントにおいて現行のサービスが必要と認められる方は専門的サービスを受けることができるとされております。

また、サービスの単価につきましては、国が示す基準を参考として、サービスの内容や地域の実情を勘案して定めることとされております。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【高齢者福祉課】

・新しい総合事業は、地域の実情に応じてサービスの多様化を図ることを目的としており、専門的サービスに加えて多様な担い手による多様なサービスが提供されることとなり、サービスの充実が図られるものと考えております。

利用者負担(利用料)につきましては、サービス内容や時間、基準等を踏まえて検討してまいります。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【高齢者福祉課】

・サービスの利用にあたりましては、利用者の状況や意向などを聴き取り、要介護認定の申請の説明と総合事業の説明を行うこととされており、適切なサービスが受けられるようになるものと認識しております。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【高齢者福祉課】

・加齢に伴う心身機能の低下により、日常生活に支援が必要なひとり暮らしや高齢者世帯に生活支援型ホームヘルパーを週1回派遣し、自立生活の維持及び要介護状態への進行防止を図っており、今後も本事業の継続に努めてまいりたいと考えております。

また、民生委員児童委員及び7か所の地域包括支援センター職員による高齢者実態調査やふれあいネットワーク、配食サービスなどの見守りや安否確認のための事業も行っております。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【高齢者福祉課】

・瀬戸市福祉保健センターに開設しております老人福祉センターでは、バスの送迎付きで利用いただいております。高齢者の生きがいがづくりの一助になっているものと考えております。

また、老人憩いの家においても自立高齢者を対象に送迎付きのデイケアハウスを開設し、利用者を支援しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【高齢者福祉課】

・委託方式により3か所の宅老所を開設しておりますが、今後も介護予防の観点からその継続に努めてまいりたいと考えております。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【高齢者福祉課】

・高齢者向けシルバーハウジングを20戸用意しております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【高齢者福祉課】

・日曜日を除く週6日、昼食又は夕食のいずれか1食の配食サービスを実施しており、今後もその継続に努めてまいりたいと考えております。

なお、会食につきましては、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会の地区社協により実施されております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【高齢者福祉課】

・住宅改修及び福祉用具購入に係る受領委任払いについては平成23年度より実施しております。高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては考えておりません。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【高齢者福祉課】

・介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障がい者、身体障がい者などと同程度の障がいのある方については、障がい者控除の対象となる認定書を交付しております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請

書」を自動的に個別送付してください。

【高齢者福祉課】

・従前までは申請に基づいて障害者控除対象者認定書を交付しておりましたが、平成25年度より主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付しております。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【国保年金課】

・現行の医療費助成制度においても、医療費の増加が見込まれておりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【国保年金課】

・こども医療の対象につきましては、平成24年1月1日から中学校3年生まで拡大しております。現行の医療費助成制度においても、医療費の増加が見込まれておりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【国保年金課】

・現行の医療費助成制度においても、医療費の増加が見込まれておりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【国保年金課】

・ねたきり及び認知症で要件に該当する方は、愛知県の補助対象で後期高齢者福祉医療費助成対象としており、本市においては、市単独分として戦傷病者の要件に該当する方は、後期高齢者福祉医療費の対象としております。

それ以外の方の自己負担額の補助については、県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【健康課】

・平成21年度から妊婦健診の助成回数を14回に拡大しております。今後の助成拡大につきましては、検討を続けてまいります。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【教育委員会】

・本市では、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.25倍としておりますが、変更する考えはありません。広報せとへの掲載や、各学校へも周知徹底していきます。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納

により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【教育委員会】

・給食費を無償にする考えはありません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【こども家庭課】

・保育を必要とするニーズに対応できるよう、公立保育所の民営化による定員の拡充をはじめ、平成26年度に策定する瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童数の動向を注視しながら地域型保育施設の認可により対応していく予定をしています。地域型保育施設の認可については、需要予測とともに条例で定める基準を満たしているかを適正に判断していきます。

5. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【国保年金課】

・都道府県単位化に反対する考えはありません。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【国保年金課】

・一般会計からの法定外繰り入れについては、今後とも、一般会計、国保特会相互の財政状況を見ながら、また、社会保険制度の中での受益と負担の関係を踏まえて、適切に判断していくものと考えます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【国保年金課】

・現状を変更する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とまらないようにしてください。

【国保年金課】

・現状を変更する予定はありません

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【国保年金課】

・現状を変更する予定はありません。

- ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【国保年金課】

- ・高校生世代以下の子供に対する被保険者証交付については、改正された平成21年12月通知に基づき行なっているところです。これ以外については、負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【国保年金課】

- ・適切に対応していきたいと考えております。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【国保年金課】

- ・保険料を支払う意思があつて分納している世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を交付していきたいと考えております。完納の目途が立った時点で通常証を交付させていただいております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【国保年金課】

- ・保険料滞納者の生活実態把握については従来から努力しており、また、滞納処分についても、適切に対応しているところです

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【国保年金課】

- ・現状を変更する予定はありません。

6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【社会福祉課】

- ・負担が重くなり過ぎないように所得に応じて上限が決められていることから無料の考えはありません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【社会福祉課】

- ・国の定める基準に従い運用していますので、訪問系サービスには余暇利用は含まれません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

- ・本市では利用者・家族の状況を個別に判断させていただくこととしています。

- ★④ 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【高齢者福祉課】

・介護保険サービスは、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者の要介護等認定の度合、生活状況やニーズに応じた必要な量のサービスを提供するべきものであると考えております。

- ★⑤ 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【高齢者福祉課】

・介護保険法においては、利用料を減免できる要件が災害など省令で限定されており、住民税非課税世帯からの利用料を減免することは困難と考えております。

- ★⑥ 通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【社会福祉課】

・院内での介助は、病院側の対応によるものと考えますので、原則として認められません。

- ★⑦ 相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

・障害者総合支援法は施行後3年を目途として支援の在り方について検討され、所要の措置が講じられることとされていますので、国の動向を注視していくものであり、市において独自の補助制度を導入する考えはありません。

7. 予防接種について

- ① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康課】

・これらの予防接種については、定期予防接種化について厚生労働省の専門会議で検討されているところであり、その動向を注視しているところです。

- ★② 高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【健康課】

・本予防接種については、平成26年10月1日から制度の改正により定期予防接種に位置づけられます。これに伴い、助成額の見直しを行うための補正予算を9月定例会に提出しております。

- ③ 妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【健康課】

・風疹ワクチン接種の助成については、平成26年4月1日からは愛知県の「風しんワクチン接種事業費補助金交付要綱」に基づいた助成を実施しているところです。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

【税務課】

・消費税増税につきましては、将来的な社会保障制度の財源とするため政府が景気状況を鑑み、総合的に判断するものであり国へ消費税増税中止の要望をする考えはありません。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

【国保年金課】

・国に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

【高齢者福祉課】

・国庫負担（調整交付金）の増額につきましては、これまで全国市長会を通じて要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、サービスの利用にあたりましては、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供するべきものであることは従前と変わっておりません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【国保年金課】

・子ども医療制度の拡充について意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

【国保年金課】

・意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

【社会福祉課】

・ご指摘の構想は厚労省の設置する検討会において提案されたものであり、市が掲げたものではありません。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【高齢者福祉課】

・介護労働者の処遇改善につきまして、平成23年度は介護職員処遇改善交付金で、平成24年度からは介護報酬の改定によって改善されているものと考えております。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

【社会福祉課】

・国の基準に従うものであり、市独自で引き下げを取りやめる考えはありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【国保年金課】

・以上、4項目、意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【国保年金課】

・今後検討してまいります。

- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする。

【健康課】

・意見書・要望書の提出を行う考えは、現在のところありません。

以上